

IV 地域の振興

(1) 佐賀県主要事業位置図

佐賀唐津道路の整備

- 複眼都市(唐津市～佐賀市)構造の連携を強化する県土の南北軸(総延長約40km)
- 地域高規格道路計画路線指定区間
 - ・唐津市～佐賀市(約40km)
- 整備区間(約9.5km)
- 調査区間(約15km)
- 供用区間
 - [自動車専用道路](11km)
 - [一般道路](4.5km)

唐津港の整備

- 東港地区に物流・観光・防災の3つの機能を併せ持つふ頭の整備
 - ・耐震強化岸壁 [-7.4m] (平成28年度暫定供用)
 - ・航路・泊地の増深 [-9m]

城原川ダムの整備

- 下流域の洪水の防止、被害軽減のためダムを整備
- 堤高(約60m)、総貯水量(約355万㎡)
- 神埼市

吉野ヶ里歴史公園の整備

- 弥生時代を体感できる歴史公園
- 面積
 - ・全体計画 約117ha (国営約54ha、県立約63ha)
 - ・供用中約108ha (国営約53ha、県立約55ha) ※R4.4.1～
- 神埼市、吉野ヶ里町

伊万里港の整備

- 港湾貨物及び港湾関係車両の物流円滑化を図る整備
 - ・岸壁 [-13m] (平成25年度供用)
 - ・航路・泊地 [-13m] (平成28年度供用)
 - ・臨港道路七ツ島線の整備
- カントリークレーン(2基目)の整備

佐賀平野のクリーク整備

- 全体計画延長 750km (国営 約170km、県営 約580km)
- 佐賀市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町

西九州自動車道の整備

- 福岡～唐津～伊万里～佐世保～武雄を結ぶ自動車専用道路(総延長約150km)
- 整備区間(県内)(49.1km)
- 供用区間(県内)(35.6km)

SAGAサンライズパークの整備

- 令和6年に佐賀県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会(SAGA2024)を契機として、旧県総合運動場・総合体育館エリアをSAGAサンライズパークとして整備
 - ・国スポ：全障スポの施設基準や運営に必要な機能を備えた既存施設の再整備
 - ・国スポ競技や「観る」スポーツなどに対応した多目的アリーナの整備
 - ・利用者の安全で快適な空間を確保し、エリアの価値を高めるための外構整備

六角川水系緊急治水対策プロジェクト

- 令和元年8月洪水を踏まえ、国・県・市町等が連携し、「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を目指す。
 - ・六角川、牛津川、武雄川、広田川、山犬原川の河川整備(河道掘削・拡幅、引堤、遊水地・調整池整備)
 - ・流出抑制対策、内水被害軽減対策など
 - ・住まい方の工夫や浸水リスク情報発信の取組など

内水対策プロジェクト(プロジェクトF)

- 令和元年、令和3年とわずかな期間に立て続けに大規模な内水氾濫が発生したことを受け、気候変動型の災害へ対応する内水軽減対策等に取り組む
 - ・「人命等を守る」…内水監視カメラ等設置、農業機械避難等促進等
 - ・「内水を貯める」…ダム・クリーク等の事前放流、田んぼダム推進等
 - ・「内水を流す」…排水ポンプ車導入、排水機場機能向上、河川浚渫等



九州新幹線(西九州ルート)の整備

- 武雄温泉～長崎間を整備(佐賀県区間約17.8km)
- 武雄温泉駅の新幹線ホーム新設、嬉野温泉駅の設置
- 複線化区間 大町～高橋間
- 令和4年秋に武雄温泉駅で対面乗換方式により開業

九州佐賀国際空港の施設機能強化

- 利用者・便数の増加に対応、利便性及び魅力向上のための施設機能強化(ターミナルビル、駐車場等)
- 既存路線の拡充や東南アジア等への就航を見据えた滑走路の延長

有明海沿岸道路の整備

- 福岡、佐賀、長崎、熊本の4県にわたる有明海沿岸地域を結ぶ広域的な幹線道路
- 地域高規格道路計画路線指定区間
 - ・大牟田市～鹿島市(約55km)
- 整備区間(県内)(約28km)
- 供用区間(10km)

(2) 地方拠点都市地域位置図

唐津・東松浦地方拠点都市地域の概要

1. 地域概要
 - ・地域指定年月日 平成5年4月30日
 - ・基本計画承認年月日 平成6年3月30日
 - ・構成市町村 唐津市、東松浦郡の2市町1町1村
2. 地方拠点都市地域の整備の基本方向
 - ・計画の目標期間 平成6年度から概ね10年間
 - ・テーマ及び基本理念
 - 【からつ・さうまつの高気圧高度都市】
 - 大都市からの人・産業・情報の流入を促進し、レベルの高い交流ができるあまの生活文化都市圏を形成する
3. 拠点地域の概要
 - 都市集積の集積、居住環境の整備及び産業業務施設の再配置を図るための事業を重点的に進め、唐津・東松浦地方拠点都市地域の育成・整備の拠点となる地区として、8つの拠点地区を指定している。

① 拠点地区及び地区ごとの主な事業等

拠点地区名	指定市町	整備する機能	主な事業等
波島・マフロン・シチノ地区	唐津市	居住機能を有する副都心的な都市拠点の形成	・保健福祉村整備事業 ・総合運動公園整備事業 等
東松浦中央地区	唐津市	自然環境に恵まれた定住文教地区の形成	・駅前回廊公園整備事業 ・新築唐津駅1地区画整理事業 ・高専教育機関整備事業 等
中原産業業務拠点地区	唐津市	地域の産業業務を牽引するオフィスマルチメディア・タウンの形成	・西九州自動車整備
唐津中央地区	唐津市	高気圧機能を中心とした副都心都市地の形成	・唐津駅北アクセス広域・グリーンパーク開発事業 ・商店街大手1丁目地盤整備事業 ・唐津城址保存整備事業 等
大島新入など北地区	唐津市	交易・交流の窓口として多機能施設等空間の形成	・県道妙見満島線道路改築事業
中川・エドタウン地区	唐津市	旧駅型エド・タウンを中心とした都市野地の形成	・住宅団地造成事業 ・交流文化センター建設事業 ・特別養護老人ホーム建設事業
新木産業ゾーン地区	唐津市	緑豊かな完全農産物拠点の形成	・住宅団地造成事業 ・総合アングラ整備事業 等
北浜多々良のロイヤリティ地区	唐津市	交通拠点を生かした新しい定住拠点の形成	・主要地方道唐津北波多線道路改築事業 ・住宅団地造成事業 等
その他			・西九州自動車整備 ・一般国道3号・佐賀唐津道路整備 等

佐賀地方拠点都市地域の概要

- ・拠点都市地域4市
1. 地域概要
 - ・地域指定年月日 平成5年9月16日
 - ・基本計画承認年月日 平成7年3月20日
 - ・基本計画変更同意年月日 平成17年3月31日
 - ・構成市町 佐賀市、多久市、小城市、埴野市の4市
 2. 地方拠点都市地域の整備の基本方向
 - ・計画の目標期間 平成7年度から概ね平成26年度まで
 - ・テーマ及び基本理念
 - 【にさかいとろの佐賀リノベーション都市圏の創出】
 - 自然との調和を図りつつ、魅力と活力にあふれた、にさかいのある佐賀中核都市圏の形成
 3. 拠点地域の概要
 - 都市集積の集積、居住環境の整備及び産業業務施設の再配置を図るための事業を重点的に進め、佐賀地方拠点都市地域の育成・整備の拠点となる地区として、8つの拠点地区を指定している。

① 拠点地区及び地区ごとの主な事業等

拠点地区名	指定市町	整備する機能	主な事業等
佐賀駅前地区	佐賀市	市内の産業業務機能の中心となるオフィスマルチメディアの形成	・市立図書館建設事業 ・交流センター整備事業 ・産業業務拠点地区の整備 等
佐賀中央第一地区	佐賀市	商業を中心とした副都心都市地の形成	・佐賀中央第一地区第一種市街地再開発事業 等
五原地区	佐賀市	副都心都市地形成の形成	・五原上下地区西整備事業 ・五原センター建設事業 ・五原北地区西整備事業 等
多久駅前地区	多久市	中核的産業拠点の形成	・駅前地盤造成事業 ・多目的・複合施設整備 等
埴野・里見地区	埴野市	埴野・里見地区を核とした歴史文化アークの形成	・大野と里見史公園の整備 ・神楽野北1丁目事業 等
佐賀空港地区	佐賀市	佐賀空港を核とした航空タウンの形成	・佐賀空港建設 ・佐賀空港公園整備事業 等
多久北地区	多久市	副都心都市地形成の形成	・多久駅前地区西整備事業 ・多久駅前地区東整備事業 等
佐賀南地区	佐賀市	交通拠点を生かした定住型複合産業拠点の形成	・カルチャー拠点整備事業 ・商店街整備等支援事業 等

唐津・東松浦地方拠点都市地域

佐賀地方拠点都市地域

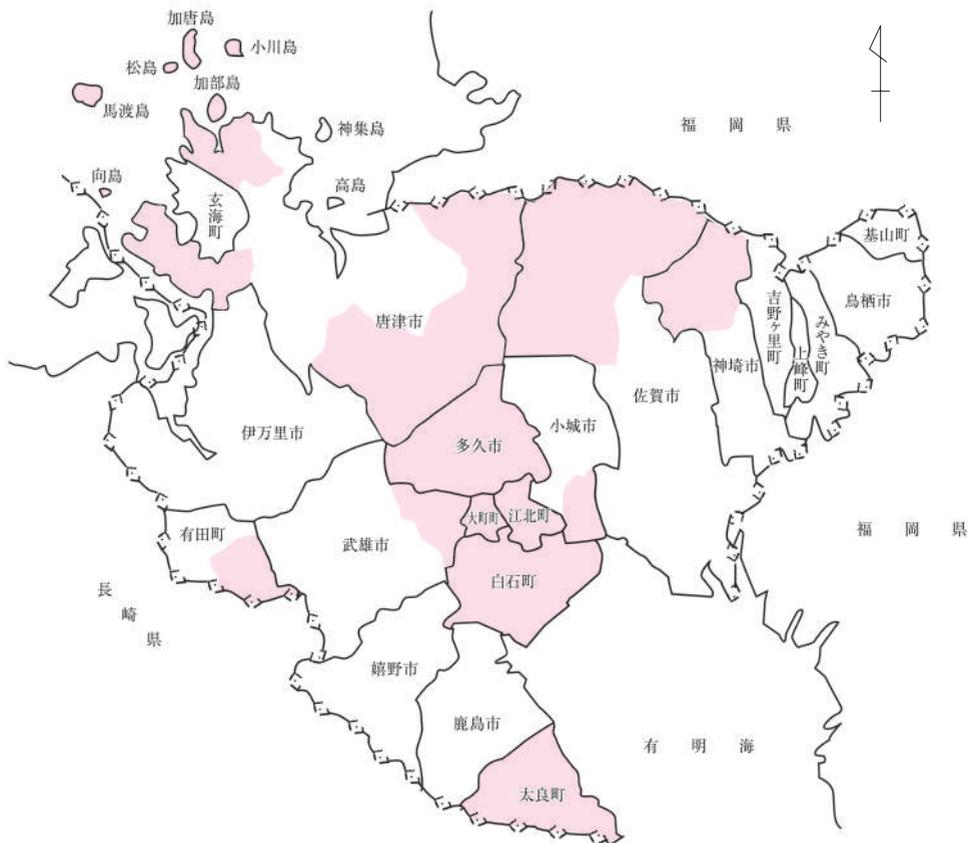
(3) 過疎地域市町

(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法)

過疎地域対策特別措置法 (S45.5.1～S55.3.31) 過疎地域振興特別措置法 (S55.4.1～H2.3.31)

過疎地域活性化特別措置法 (H2.4.1～H12.3.31) 過疎地域自立促進特別措置法 (H12.4.1～R3.3.31)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (R3.4.1～R13.3.31)



○現行の過疎市町 (6市5町)

S45.5.1～ 佐賀市 (旧富士町、旧三瀬村)

唐津市 (旧相知町、旧肥前町、旧呼子町、旧七山村)、多久市

武雄市 (旧北方町)、神埼市 (旧脊振村)、大町町

S46.4.30～唐津市 (旧鎮西町)、江北町

H22.4.1～白石町、太良町

R3.4.1～唐津市 (旧厳木町)、小城市 (旧芦刈町)、有田町 (旧有田町)

◎過去の過疎市町村

・指定終了日

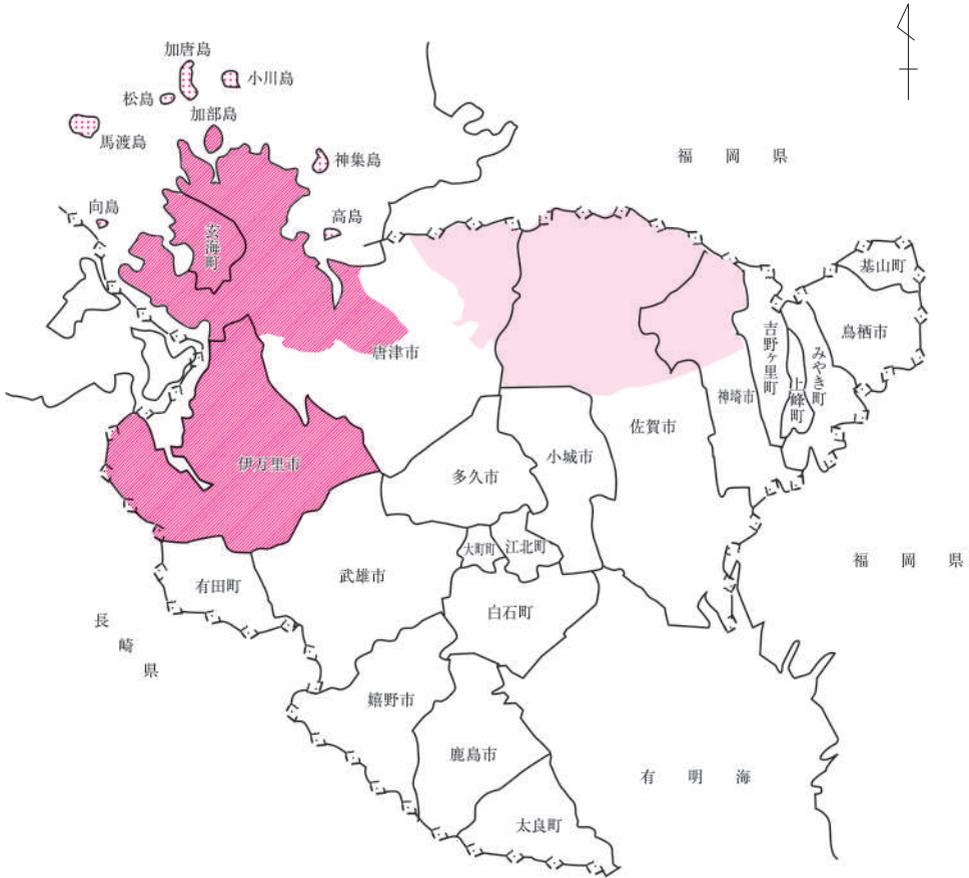
～S55.3.31 伊万里市

～H2.3.31 小城市 (旧小城町)、唐津市 (旧厳木町)、白石町 (旧福富町)、嬉野市 (旧塩田町)

～H12.3.31 唐津市 (旧北波多村)、白石町 (旧有明町)

(4) 振興山村地域・離島振興地域及び半島振興地域

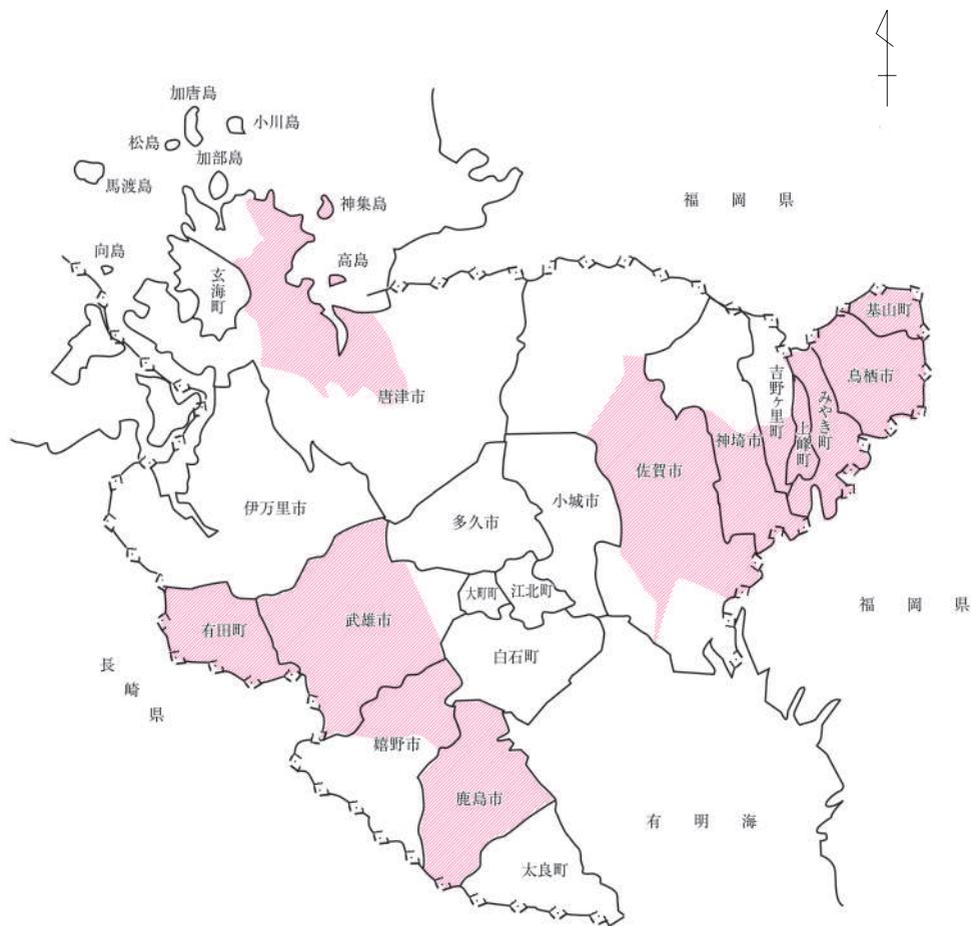
(離島振興法「指定地域」(法第2条)
 (山村振興法「振興山村の指定」(法第7条)
 (半島振興法「指定」(法第2条))



- 該当地域名
- 離島 加唐島、松島、馬渡島、向島、小川島、神集島、高島（7島）
 - 山振 佐賀市（旧富士町、旧大和町[※]、旧三瀬村）、唐津市（旧七山村）、神埼市（旧脊振村）
 - 半島 唐津市（旧唐津市、旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町）、伊万里市、玄海町
- [※] 旧大和町については、旧松梅村のみ指定

(5) 低開発地域工業開発地区市町

(低開発地域工業開発促進法)

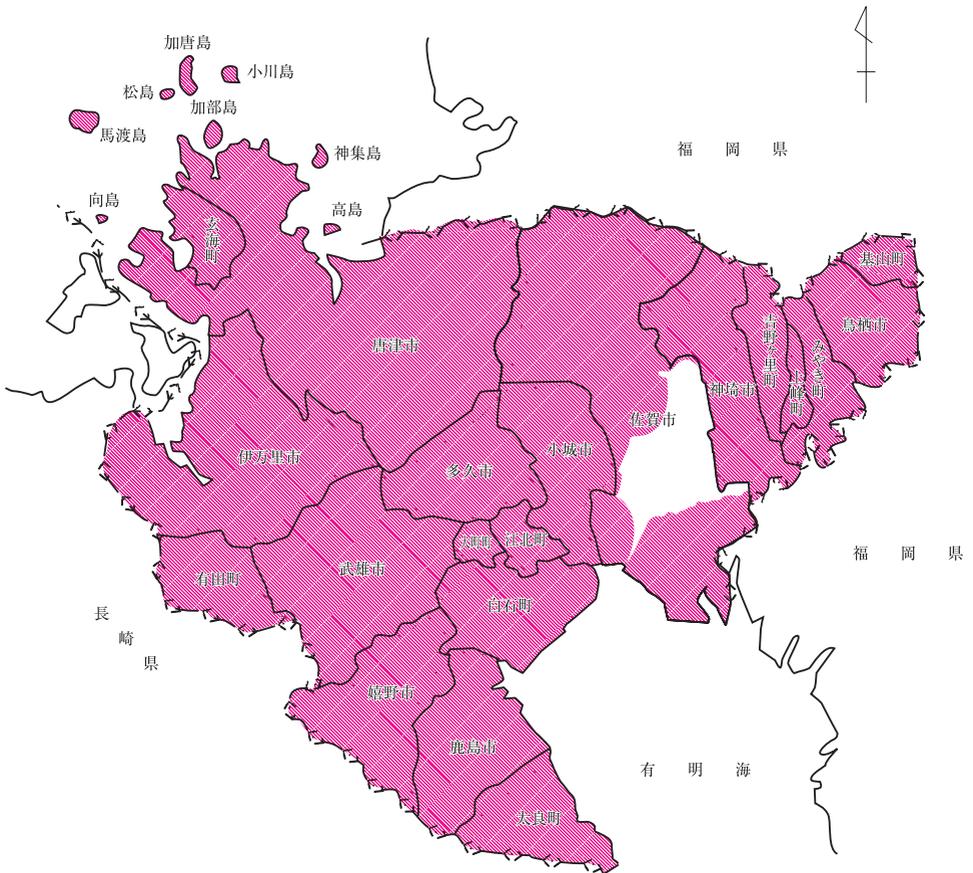


○該当市町

佐賀市 (旧佐賀市、旧大和町、旧諸富町)、唐津市 (旧唐津市)、鳥栖市
武雄市 (旧武雄市、旧山内町)、鹿島市、嬉野市 (旧塩田町)
神埼市 (旧千代田町、旧神埼町)、吉野ヶ里町 (旧三田川町)、基山町
上峰町、みやき町、有田町

(6) 農村地域産業導入促進地域市町

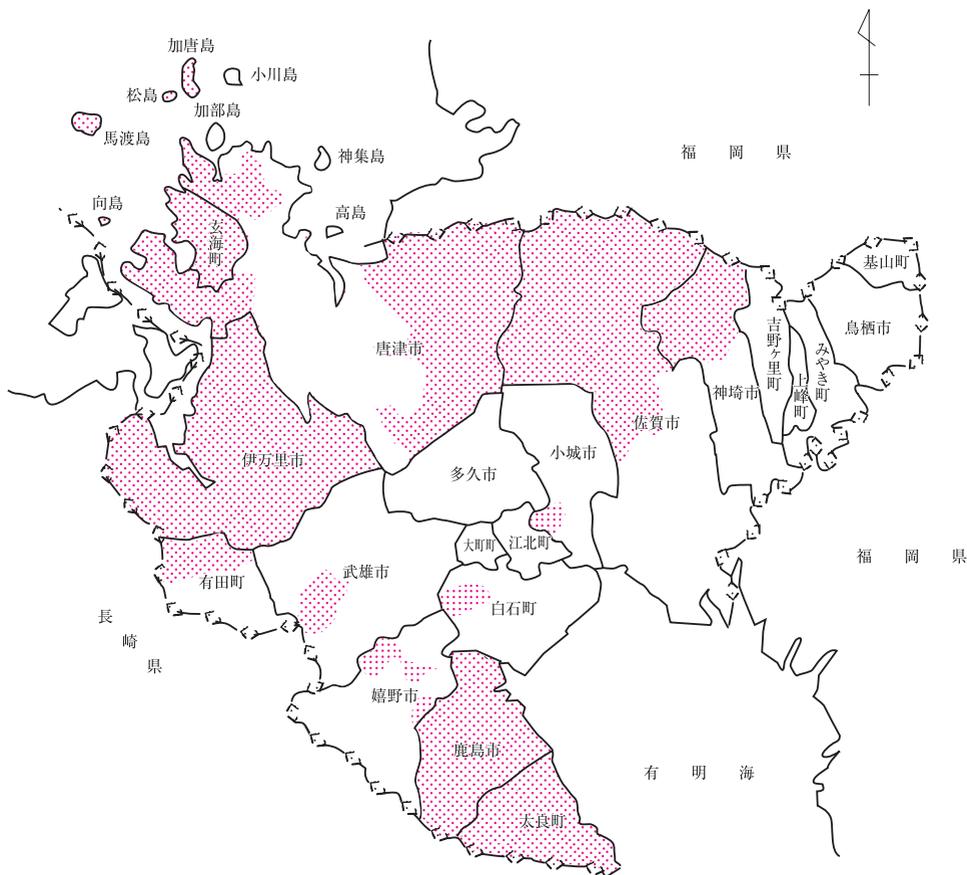
(農村地域への産業の導入の促進等に関する法律)



(○該各市町名
全市町 (旧佐賀市を除く))

(8) 特定農山村地域市町

特定農山村法「指定地域」(法第2条第4項)



○該当市町名

佐賀市(旧大和町、旧富士町、旧三瀬村)

唐津市(旧浜玉町、旧巖木町、旧肥前町、旧鎮西町、旧七山村)

伊万里市、武雄市(旧山内町中通村)、鹿島市、小城市(旧牛津町砥川村)

嬉野市(旧塩田町、旧嬉野町吉田村の一部※)、神埼市(旧脊振村)、

玄海町、有田町(旧西有田町大山村)、白石町(旧白石町須古村)、太良町

※旧嬉野町吉田村の一部については、昭和31年4月1日に旧塩田町五町田村に編入された地区を指す。

